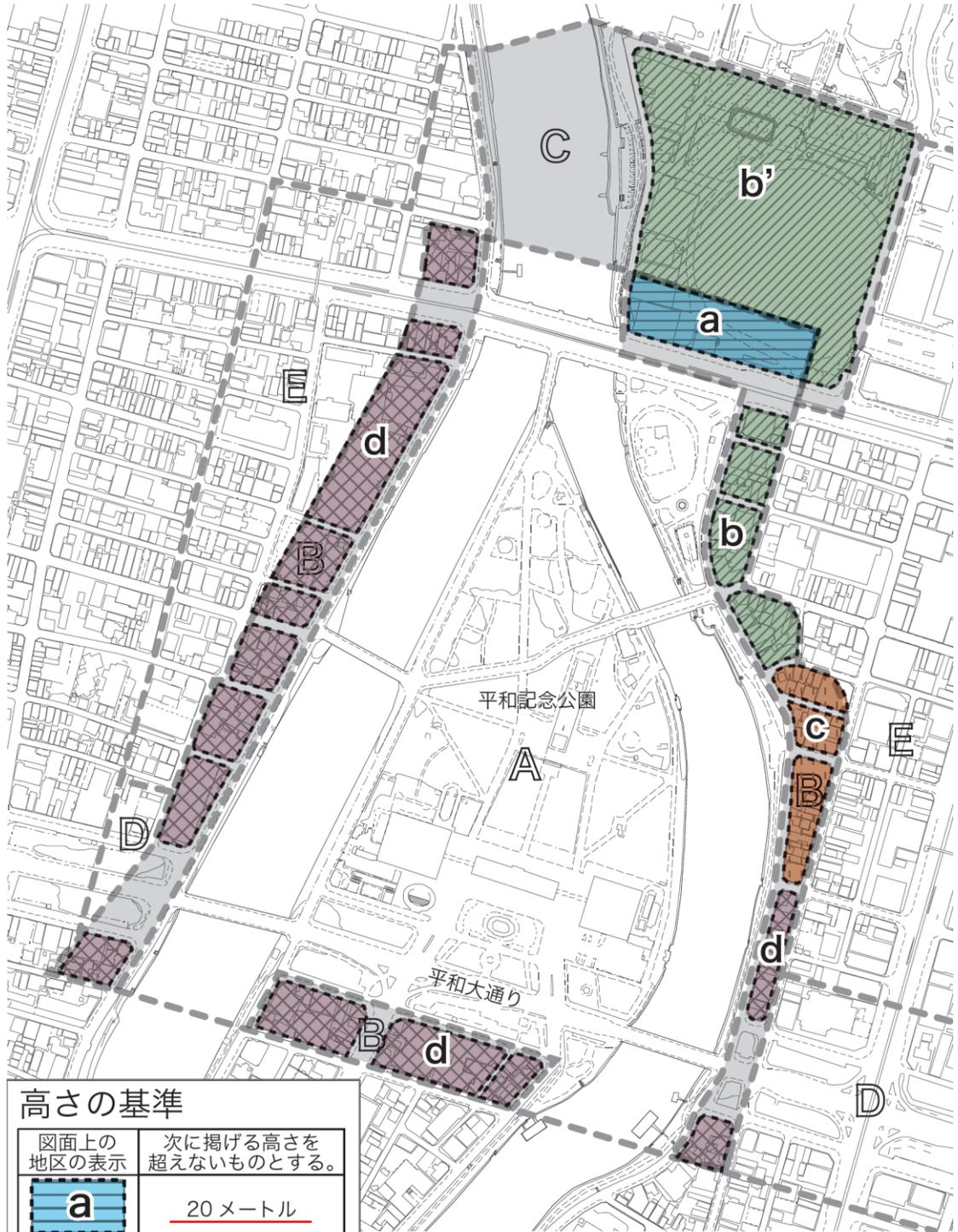


景観法に基づく事前協議に関する取扱要綱に定める高さ基準

原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区（B地区及びC地区）



高さの基準

図面上の地区の表示	次に掲げる高さを超えないものとする。
a	<u>20メートル</u>
b, b'	<u>25メートル</u>
c	37.5メートル
d	50メートル

- 原爆ドーム及び平和記念公園
- 周辺地区の対象エリア
- A～E 地区の区分
- B地区及びC地区の範囲